

## 運搬容器の試験確認に係る業務規程

平成 4年 7月 1日危保規程第 7号

改正 平成11年10月19日危保規程第15号

最終改正 平成30年 4月 3日危保規程第 4号

### 第1編 容器製造者編

#### 第1 目的

この業務規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（以下「危険物」という。）の運搬に供する容器（以下「運搬容器」という。）のうち、第2に定める運搬容器について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が当該運搬容器を製造し、再生し、又は改造する者の申請に基づき、その性能に係る試験確認を行う場合の手続き等を定め、もって健全な運搬容器の普及に努めるとともに、当該運搬容器による危険物の運搬時等における安全の確保に寄与することを目的とする。

#### 第2 業務の対象

本業務規程に基づく試験確認業務の対象は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）別表第3及び第3の2に掲げる運搬容器（灯油用ポリエチレンかんを除く。以下同じ。）並びに危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「告示」という。）第68条の3に掲げる運搬容器とする。

#### 第3 用語の意味

この業務規程で用いる用語の意味は、次による。

##### 1 設計仕様

運搬容器の構造、形状、寸法、材質及び板厚（肉厚）をいう。

##### 2 同一型式

設計仕様が同一であることをいう。

##### 3 性能試験

告示第68条の5に規定する落下試験、気密試験、内圧試験及び積み重ね試験に関する基準又は第68条の2の2に規定する基準に適合するかどうかを確認するための試験をいう。

##### 4 組合せ容器

1以上の内装容器及びこれを保護する外装容器により構成されている容器をいう。

##### 5 複合容器

外装容器と内容容器により構成されていて、外装容器と内容容器とが一体となっているもので、単一の運搬容器として貯蔵、運搬等が行われるものをいう。

6 外装容器

次に掲げるものをいう。

(1) 内容容器又は内装容器を有しない運搬容器

(2) 複合容器又は組合せ容器における保護外装（内容容器又は内装容器を収納し保護するために必要な吸収材、緩衝材等を含む。）

7 内装容器

外装容器に収納される容器であって危険物を直接収納するためのものをいう。

8 内容容器

運搬容器としての機能を満たすため外装容器を必要とする容器をいう。

9 新容器

新たに製造された運搬容器（改造容器を含む。）をいう。

10 改造容器

運搬又は貯蔵の用に供された運搬容器の再利用のため、設計仕様を変更した容器をいう。

11 再生容器

運搬又は貯蔵の用に供された運搬容器の再利用のため、設計仕様を変更することなく物理的処理を行った運搬容器をいう。

12 金属製ドラム等

外装容器が金属製ドラム（ペール缶を含む。）であるものをいう。

13 ペール缶

日本工業規格 Z 1620「ペール缶」に適合するもの又はこれに準ずる構造、形状等の容器をいう。

14 金属板製18リットル缶等

呼び容量が20リットル以下で、辺の長さが238.0ミリメートル、板厚が0.32ミリメートルの金属製容器をいう。

#### 第4 試験確認方式

試験確認の方式は、次のいずれかによるものとし、その選択は運搬容器の試験確認を申請する者が行うものとする。

1 確認工場方式

協会がその職員を運搬容器の製造工場に派遣し、当該工場の製造工程及び製造設備並びに品質管理体制等を確認させるとともに、同一型式の運搬容器ごとに当該工場が実施する性能試験に立ち合わせ、別に定める性能試験及び安全性能に関する基準（以下「安全性能基準等」という。）に適合する運搬容器を継続して製造することができ

ると認めた場合に、試験確認された型式の運搬容器に第13に定める表示を付すことができる工場（以下「確認工場」という。）として指定する方式

## 2 立会試験方式

協会がその職員を運搬容器の製造工場に派遣し、当該工場の製造工程及び製造設備並びに品質検査体制等を確認させるとともに、同一型式の運搬容器ごとに当該工場を実施する性能試験に立ち合わせ、安全性能基準等に適合した運搬容器を継続して製造することができるのと認めた場合に、試験確認された型式の運搬容器に第13に定める表示を付すことを認める方式

## 3 協会試験方式

協会がその職員を運搬容器の製造工場に派遣し、当該工場の製造工程及び製造設備並びに品質検査体制等を確認させるとともに、協会の保有する性能試験施設等を用いて、同一型式の運搬容器ごとに性能試験を実施し、安全性能基準等に適合した運搬容器を継続して製造することができるのと認めた場合に、試験確認された型式の運搬容器に第13に定める表示を付すことを認める方式

# 第5 手続き

試験確認の手続きは、次に掲げるところによる。

## 1 確認工場方式

### (1) 申請

確認工場の指定を受けようとする者は、別記様式第1に示す運搬容器確認工場指定申請書正副2通に別表第1に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。

### (2) 製造工場の実地調査、確認工場の指定等

ア 協会は、申請書類を審査した後、品質管理体制及び性能試験体制が整っていると認めるときは、協会の職員を製造工場に派遣する。

イ 協会の職員は、製造工場において、製造工程及び製造設備並びに別表第2に掲げる書類並びに品質管理体制及び過去1年間の運搬容器製造数等について実地調査を行うとともに、同一型式の運搬容器ごとに供試品を指定し、当該供試品について申請者が実施する性能試験に立ち会うものとする。

ウ 協会は、前イの性能試験の結果、供試品が安全性能基準等に適合しており、かつ、製造工場の品質管理体制等が有効に機能し、安全性能基準等に適合する運搬容器を継続的に製造することができるのと認めた場合は、当該工場を確認工場に指定し、別記様式第2に示す確認工場指定通知書によりその旨を申請者に通知する。

エ 協会は、確認工場に指定することが不相当であると判断した場合は、別記様式第3に示す確認工場指定調査結果通知書に、その理由を記して申請者に通知する。

(3) 試験確認不適合の場合の再申請

試験確認を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者が改めて確認工場の指定を受けようとする場合は、前（１）により再度協会に申請を行うものとする。この場合、前回の試験確認において不適合となった原因及び改善措置について説明した書類を添付しなければならない。

(4) 表示

確認工場（前（２）ウにより協会が指定した工場に限る。以下同じ。）は、当該工場で製造する、試験確認を受けた型式の運搬容器に第１３．１に定める表示を付すことができるものとする。

(5) ラベルの交付申請等

ア 確認工場が第１３．１（１）に定める表示を付そうとする場合は、別記様式第４に示すラベル交付申請書に、第１４．１に定める表示の管理に関する事項について説明した表示管理計画書（以下「表示管理計画書」という。）を添えて、協会にラベルの交付申請を行うものとする。

イ 協会は、前アの申請に係る表示管理計画書を審査し、適正にラベルの管理が行われると認められるときは、第６から第１２に定める手数料のうちの該当する手数料を申請者に請求するものとする。

ウ 前イの請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会の請求した手数料を振り込まなければならない。

エ 協会は、手数料の振込が確認されたときは、申請者にラベルを交付するものとする。

(6) 表示の登録申請等

ア 確認工場において、第１３．１（２）から（５）までに定める表示を付そうとする場合は、あらかじめ、別記様式第５に示す表示登録申請書に、表示管理計画書、表示の諸元、図案等を示す書面を添えて、協会に表示の登録を申請しなければならない

イ 協会は、前アの登録申請に係る表示が第１３．２から５までに定める事項に適合し、かつ、適正に表示の管理が行われると認められるときは、当該表示を登録するものとする。

ウ 協会は、表示を登録したときは、その旨を別記様式第６に示す表示登録通知書により申請者に通知する。

エ 前ウの通知を受けた者は、試験確認された型式の運搬容器ごとに、その製造状況を記載した帳簿を整備するとともに、協会が要求した場合にこれを提示しなければならない。

(7) 自主定期検査、不適合発生時の措置

確認工場は、試験確認を受けた運搬容器が安全性能基準等に適合していることを

確認するため、当該各型式について別に定める個数以下ごとに（年間製造数が当該個数に満たない場合は年1回以上）安全性能基準等に基づき性能試験を実施し、記録を保存しなければならない。

また、性能試験の結果、不適合が発生した場合は、速やかにその旨を協会に通報しなければならない。

#### (8) 臨時調査

ア 前（7）後段の通報を受けた協会は、その原因を究明するための臨時調査を行い、その改善措置、製造済みの運搬容器の措置等について協議するものとする。

イ 協会は、臨時調査を行う場合は、第6から第12に定める手数料のうちの該当する手数料を確認工場に対し請求する。

ウ 前イの請求を受けた確認工場は、協会が指定する銀行口座に協会が請求する額を振り込まなければならない。

#### (9) 定期調査

ア 確認工場は、1年に1回協会が行う確認工場の調査（以下「定期調査」という。）を受けなければならない。

イ 定期調査を受けようとする者は、別記様式第7に示す確認工場定期調査申請書正副2通に別表第1に掲げる書類（別に定める書類を除く。）を添えて、協会に申請するものとする。

ウ 定期調査を行う場合、協会は確認工場に対し、事前に調査実施期日その他調査の実施に必要な事項を通知するものとする。

エ 定期調査は、協会がその職員を確認工場に派遣して、確認工場の品質管理体制、表示の管理状況及び過去1年間の運搬容器の製造数の調査を行わせるほか、同一型式の運搬容器ごとに供試品を指定させ、当該供試品について確認工場が実施する性能試験に立ち会わせることにより行うものとする。

オ 協会は、引続き確認工場に指定する場合は別記様式第8に示す確認工場定期調査結果通知書により、確認工場に指定しない場合は別記様式第3に示す確認工場調査結果通知書により、その旨を申請者に通知する。

#### (10) 再定期調査

ア 定期調査を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者は、前（9）イにより改めて定期調査の申請を行うことができるものとする。

この場合、前回の定期調査において不適合となった原因及び改善措置について説明した資料を申請書に添付しなければならない。

イ 協会は、前アの申請があったときは、申請書類を審査のうえ、前（9）ウ及びエに準じて、改めて定期調査を行う。

ウ 協会は、引続き確認工場に指定する場合は別記様式第8に示す確認工場定期調査結果通知書により、確認工場に指定しない場合は別記様式第3に示す確認工場

調査結果通知書により、その旨を申請者に通知する。

(11) 新型式の追加、試験条件の変更の申請等

ア 確認工場が新たに別型式の運搬容器の試験確認を受けようとする場合又は試験条件（例えば試験比重、試験区分等）等を変更して試験確認を受けようとする場合は、別記様式第9に示す運搬容器試験確認申請書に、当該運搬容器の仕様書、設計図等試験確認に必要な書類を添えて、協会に申請するものとする。その後の手続き等は、前（1）以下に準じる。

イ 協会は、別記様式第10に示す運搬容器試験確認結果通知書により試験確認の結果を申請者に通知する。

(12) 製造設備等の変更届、変更調査

ア 確認工場は、その製造工程、製造設備、検査設備又は性能試験設備を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第11に示す変更届により協会に届出なければならない。

イ 確認工場は、変更届に係る変更が完了した場合は、協会が軽微な変更と認める場合を除き、協会の確認を受けなければならない。

ウ 協会は、変更届に係る変更が完了した旨の報告を受けた場合は、軽微な変更と認められる場合を除き、協会職員を当該確認工場に派遣し、当該変更に係る調査（以下「変更調査」という。）を行わせるものとする。この場合、手数料は第6から第12に定める手数料のうちの該当する手数料とし、その手続き等は、前（8）イ及びウに準じる。

エ 前ウの変更調査は、変更後の品質管理体制等を確認するとともに、供試品を指定し、当該供試品について確認工場が実施する性能試験に立ち会うこと等により、変更後に製造された運搬容器が既に試験確認されている型式の運搬容器と同等の評価をすることができるかどうかの確認を行うものとする。

オ 協会は、別記様式第12に示す変更調査結果通知書により変更調査の結果を届出者に通知する。

2 立会試験方式

(1) 立合試験方式による試験確認を受けようとする者は、別記様式第9に示す運搬容器試験確認申請書正副2通に別表第3に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。

(2) 製造工場の実地調査、試験確認結果の通知

ア 協会は、申請書類を審査した後、製造工程上の検査体制及び検査設備並びに性能試験に係る体制及び設備が整っていると認めたときは、協会の職員を製造工場に派遣し、製造工程、製造設備、品質検査体制及び性能試験体制等について実地調査させるとともに、同一型式の運搬容器ごとに供試品を指定し、当該供試品について申請者が実施する性能試験に立ち合わせるものとする。

イ 協会は、前アの性能試験の結果、供試品が安全性能基準等に適合しており、かつ製造工場の品質検査体制等が有効に機能し、安全性能基準等に適合する運搬容器を継続して製造できると認めた場合は別記様式第10に示す運搬容器試験確認結果通知書に「適合」である旨を記して、その他の場合は同通知書に「不適合」である旨を記して、試験確認の結果を申請者に通知する。

(3) 試験確認不適合の場合の再申請

試験確認を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者が改めて試験確認を受けようとする場合は、前(1)アにより再度協会に申請を行うものとする。この場合、前回の試験確認において不適合となった原因及び改善措置について説明した書類を添付しなければならない。

(4) 表示

前(2)イの通知により、適合である旨の通知を受けた者は、試験確認を受けた型式の運搬容器に第13、1に定める表示を付すことができる。

(5) ラベルの交付申請等

ア 第13、1(1)に定める表示を付そうとする場合は、別記様式第4に示すラベル交付申請書に第14、1に定める表示の管理に関する事項について説明した表示管理計画書を添えて、協会にラベルの交付申請を行うものとする。

イ 協会は、前アの申請に係る表示管理計画書を審査し、適正にラベルの管理が行われると認められるときは、第6から第12に定める手数料のうちの該当する手数料を申請者に請求するものとする。

ウ 前イの請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会の請求した手数料を振り込まなければならない。

エ 協会は、手数料の振込が確認されたときは、申請者にラベルを交付するものとする。

(6) 表示の登録申請等

ア 第13、1(2)から(5)までに定める表示を付そうとする場合は、あらかじめ、別記様式第5に示す表示登録申請書に、表示管理計画書、表示の諸元、図案等を示す書面を添えて、協会に表示の登録を申請しなければならない。

イ 協会は、前アの登録申請に係る表示が第13、2から5までに定める事項に適合し、かつ、適正に表示の管理が行われると認められるときは、当該表示を登録するものとする。

ウ 協会は、表示を登録したときは、その旨を別記様式第6に示す表示登録通知書により申請者に通知する。

エ 前ウの通知を受けた者は、試験確認された型式の運搬容器ごとに、その製造状況を記載した帳簿を整備するとともに、協会が要求した場合にこれを提示しなければならない。

(7) 定期性能調査

- ア 試験確認を受けた者が、引続き試験確認を受けた型式の運搬容器を製造する場合は、別に定める個数以下ごとに（年間製造数が別に定める個数に満たない場合は年1回）運搬容器の性能調査（以下「定期性能調査」という。）を受けなければならない。
- イ 定期性能調査を受けようとする者は、別記様式第13に示す定期性能調査申請書によって協会に申請するものとする。
- ウ 協会が定期性能調査を行う場合は、事前に申請者に対し、実施期日その他定期性能調査を実施するにあたり必要な事項を通知するものとする。
- エ 定期性能調査は、協会がその職員を製造工場に派遣して、当該工場の品質検査体制、表示の管理状況及び過去1年間の運搬容器の製造数の調査を行わせるほか、供試品を指定し、当該供試品について製造工場が実施する性能試験に立ち会わせることにより行うものとする。
- オ 協会は、別記様式第14に示す定期性能調査結果通知書により定期性能調査の結果を申請者に通知する。

(8) 再定期性能調査

- ア 定期性能調査を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者は、前（7）イにより、改めて定期性能調査の申請を行うことができるものとする。  
この場合、前回の定期調査の不適合の原因及び改善措置について説明した資料を申請書に添付しなければならない。
- イ 協会は、前アの申請があったときは、申請書類を審査のうえ、前（7）ウ及びエに準じて、改めて定期性能調査を行う。
- ウ 協会は、別記様式第14に示す定期性能調査結果通知書により再定期調査の結果を申請者に通知する。

(9) 製造設備等の変更届、変更調査

- ア 試験確認を受けた者が、協会の現地調査で確認された製造工程、製造設備若しくは製造方法、検査設備若しくは検査方法又は性能試験に係る設備若しくは方法を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第11に示す変更届により当該変更の内容を協会に届出なければならない。
- イ 変更届をした者は、変更届に係る変更が完了した場合は、協会が軽微な変更と認めただけを除き、協会の確認を受けなければならない。
- ウ 協会は、変更届に係る変更が完了した旨の報告を受けた場合は、軽微な変更と認められる場合を除き、当該工場に協会の職員を派遣し、変更調査を行わせるものとする。
- エ 前ウの変更調査は、変更後の品質検査体制を確認するとともに、供試品を指定



し、当該供試品について届出者が実施する性能試験に立ち会うこと等により、変更後に製造された運搬容器が既に試験確認されている型式の運搬容器と同等の評価をすることができるかどうかの確認を行うものとする。

オ 変更調査に係る手数料は、第6から第12に定める手数料のうちの該当する手数料とし、その手続き等は、前1（8）イ及びウに準じるものとする。

カ 協会は、別記様式第12に示す変更調査結果通知書により変更調査の結果を届出者に通知するものとする。

### 3 協会試験方式

#### (1) 申請及び申請の受理

協会試験方式による試験確認の申請手続きは、前2（1）に準じるものとする。

#### (2) 製造工場の実地調査、供試品の指定

協会は、申請書類を審査した後、協会の職員を工場に派遣し、製造工程、製造設備及び品質検査体制等を実地調査させるとともに、確認申請に係る型式の運搬容器について供試品を指定させるものとする。

#### (3) 供試品の搬入、性能試験等

ア 申請者は、協会により指定された試供品を試験可能な状態（洗浄等を含む。）にして、協会の指定する場所に搬入するものとする。

イ 協会は、前アの供試品について性能試験を行う。

ウ 試験の終了した供試品は、申請者において速やかに引き取るものとする。

#### (4) 試験結果の通知

協会は、前（3）の性能試験の結果、供試品が安全性能基準等に適合しており、かつ、製造工場の品質検査体制等が有効に機能し、安全性能基準等に適合する運搬容器を継続して製造できると認めた場合は別記様式第10に示す運搬容器試験確認結果通知書に「適合」である旨を記して、その他の場合は同通知書に「不適合」である旨を記して、試験確認の結果を申請者に通知する。

#### (5) 試験確認不適合の場合の再申請

試験確認を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者が改めて試験確認を受けようとする場合は、前（1）により再度協会に申請を行うものとする。この場合、前回の試験確認において不適合となった原因及び改善措置について説明した書類を添付しなければならない。

#### (6) 表示

前（4）の通知により、適合である旨の通知を受けた者は、試験確認された型式の運搬容器に第13、1に定める表示を付すことができる。

#### (7) ラベルの交付申請等

ア 第13、1（1）に定める表示を付そうとする場合は、別記様式第4に示すラベル交付申請書に表示管理計画書を添えて、協会にラベルの交付申請を行うもの

とする。

イ 協会は、前アの申請に係る表示管理計画書を審査し、適正にラベルの管理が行われると認められるときは、第6から第12に定める手数料のうちの該当する手数料を申請者に請求するものとする。

ウ 前イの請求を受けた者は、協会が指定する銀行口座に協会の請求した手数料を振り込まなければならない。

エ 協会は、手数料の振込が確認されたときは、申請者にラベルを交付するものとする。

#### (8) 表示の登録申請等

ア 第13、1(2)から(5)までに定める表示を付そうとする場合は、あらかじめ、別記様式第5に示す表示登録申請書に、表示管理計画書、表示の諸元、図案等を示す書面を添えて、協会に表示の登録を申請しなければならない。

イ 協会は、前アの登録申請に係る表示が第13、2から5までに定める事項に適合し、かつ、適正に表示の管理が行われると認められるときは、当該表示を登録するものとする。

ウ 協会は、表示を登録したときは、その旨を別記様式第6に示す表示登録通知書により申請者に通知する。

エ 前ウの通知を受けた者は、試験確認された型式の運搬容器ごとに、その製造状況を記載した帳簿を整備するとともに、協会が要求した場合にこれを提示しなければならない。

#### (9) 定期性能調査

ア 試験確認を受けた者が、引続き試験確認を受けた型式の運搬容器を製造する場合は、別に定める個数以下ごとに（年間製造数が別に定める個数に満たない場合は年1回）定期性能調査を受けなければならない。

イ 定期性能調査を受けようとする者は、別記様式第13に示す定期性能調査申請書によって、協会に申請するものとする。

ウ 協会が定期性能調査を行う場合は、事前に申請者に対し、実施期日その他定期性能調査の実施に必要な事項を通知するものとする。

エ 定期性能調査は、協会がその職員を製造工場に派遣して、当該工場の品質検査体制、表示の管理状況及び過去1年間の運搬容器の製造数の調査を行わせるほか、供試品を指定し、当該供試品について協会において性能試験を実施するものとする。この場合、前(2)及び(3)を準用するものとする。

オ 協会は、別記様式第14に示す定期性能調査結果通知書により定期性能調査の結果を申請者に通知する。

#### (10) 再定期性能調査

ア 定期性能調査を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者

は、前（９）イにより、改めて定期性能調査の申請を行うことができるものとする。

この場合、前回の定期性能調査において不適合となった原因及び改善措置について説明した資料を申請書に添付しなければならない。

イ 協会は、前アの申請があったときは、申請書類を審査のうえ、前（９）ウ及びエに準じて、改めて定期性能調査を行う。

ウ 協会は、別記様式第１４に示す定期性能調査結果通知書により再定期調査の結果を申請者に通知する。

#### (11) 製造設備等の変更届、変更調査

ア 試験確認を受けた者が、協会の実地調査で確認された製造工程、製造設備若しくは製造方法又は検査設備若しくは検査方法を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第１１に示す変更届により当該変更の内容を協会に届出なければならない。

イ 変更届をした者は、変更届に係る変更が完了した場合は、協会が軽微な変更と認めた場合を除き、協会の確認を受けなければならない。

ウ 協会は、変更届に係る変更が完了した旨の報告を受けた場合は、軽微な変更と認められる場合を除き、当該工場に協会の職員を派遣し、変更調査を行わせるものとする。

エ 前ウの変更調査は、変更後の品質検査体制等を確認するとともに、供試品を指定し、当該供試品について協会において性能試験を実施すること等により、変更後に製造された運搬容器が既に試験確認されている型式の運搬容器と同等の評価をすることができるかどうかの確認を行うものとする。

オ 変更調査に係る手数料は、第６から第１２に定める手数料のうちの該当する手数料とし、その手続き等は、前１（８）イ及びウに準じるものとする。

なお、前エの供試品に係る搬入、性能試験等の手続きは、前（３）を準用するものとする。

カ 協会は、別記様式第１２に示す変更調査結果通知書により変更調査の結果を届出者に通知するものとする。

#### 4 委託試験

(1) 立会試験方式による試験確認を受けようとする者が試験確認に係る性能試験設備の一部を持たない場合、当該申請者は、性能試験の一部を協会に委託することができる。

(2) 性能試験の一部を協会に委託しようとする者は、別記様式第１５に示す委託試験申請書により、委託試験に係る運搬容器の仕様書、設計図等を添えて、協会に申請するものとする。

(3) 協会は、前（２）の申請を受理した場合は、協会の職員を製造工場に派遣し、供

試品を指定する。

- (4) 申請者は、協会により指定された供試品を試験可能な状態（洗浄等を含む。）にして、協会が指定する場所に搬入するとともに、試験が終了した場合には、当該供試品を速やかに引き取るものとする。
- (5) 協会は、委託試験の結果を別記様式第 16 に示す委託試験結果通知書により申請者に通知する。
- (6) 委託試験を受けた者が試験確認に係る手続きを行う場合において、試験確認申請書に前（5）の委託試験結果通知書を添付した場合は、当該通知書で協会が安全性能基準等に適合しているとした試験項目の性能試験を免除するものとする。

## 5 予備審査

- (1) 試験確認を初めて受ける申請者は、別表第 1 又は別表第 3 に掲げる書類に関し、その整備状況について予備審査を受けることができる。
- (2) 予備審査を受けようとする者は、別記様式第 17 に示す予備審査申請書に予備審査を受けようとする書類を添えて協会に申請するものとする。
- (3) 協会は、予備審査の結果を別記様式第 18 に示す予備審査結果通知書により申請者に通知する。
- (4) 予備審査を受けた者が試験確認に係る手続きを行う場合において、試験確認申請書に前（3）の予備審査結果通知書を添付した場合は、試験確認に係る書類審査において、当該通知書で協会が適当であると認めた書類についての審査を免除するものとする。

## 6 通知書の再発行

試験確認を受けた者は、別記様式第 19 に示す通知書再発行申請書により、通知書の再発行の申請をすることができる。

## 7 その他

- (1) 試験確認を受けた者は、この規程により協会が発行した文書を改ざんしてはならない。
- (2) 試験確認を受けた者は、次の事項に変更が生じたときは、遅滞なく別記様式第 11 に示す変更届により協会に届出なければならない。
  - ア 企業又は試験確認に係る工場の名称
  - イ 代表者
  - ウ 試験確認に係る工場の住居表示
  - エ 上記以外で協会が必要と認めた事項
- (3) 協会は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認めたときは、試験確認を受けた者に対し、関係資料の提出若しくは書面による報告を求め、又は協会の職員に、製造工場に立ち入り、製造方法、検査方法若しくは試験確認済証の管理状況等を調査させ、質問させることができるものとする。

- (4) 協会から前（3）の製造工場への立ち入り、調査及び質問を求められた者は、正当な理由の存しない場合は、これに応じなければならない。
- (5) 協会から前（3）の資料の提出又は書面による報告を求められた者は、協会が指定する期限内にこれに応じなければならない。
- (6) 試験確認に用いる機器は、公的検査機関が発行した精度に関する証明書を有するもの又は協会の職員が試験を実施するうえで十分な精度を有すると認めたものでなければならない。
- (7) 性能試験の実施において供試品等を滅失又はき損しても、協会はその責を負わないものとする。

## 第6 金属ドラム等の試験確認に係る手数料

### 1 手数料の額

手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査（以下この条において「試験確認等」という。）のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

#### (1) 試験確認等

##### ア 確認工場方式

- (ア) 第5、1（1）に定める確認工場の指定及び同（3）に定める試験確認の不適合の場合の再申請並びに同（9）に定める定期調査及び同（10）に定める再定期調査

別表第4に定める額（予備審査を受けたものにあつては、89,300円を減じた額）

- (イ) 第5、1（8）に定める臨時調査、同（11）に定める新型式の追加、試験条件等の変更の申請及び同（12）ウに定める変更調査

89,300円又は別表第4の定期調査欄に掲げる前年総生産数に対応する額のいずれか小さい額

##### イ 立会試験方式

- (ア) 第5、2（1）に定める立会試験及び同（3）に定める試験確認不適合の場合の再申請並びに同（7）に定める定期性能調査及び同（8）に定める再定期性能調査

試験確認申請個数に3円を乗じた額又は89,300円のいずれか大きい額（予備審査を受けたものにあつては、89,300円を減じた額）

- (イ) 第5、2（9）ウに定める変更調査

89,300円

##### ウ 協会試験方式

- (ア) 第5、3(1)に定める協会試験((3)に定める場合を除く。)及び同(5)に定める試験確認不適合の場合の再申請((3)に定める場合を除く。)並びに同(9)に定める定期性能調査((3)に定める場合を除く。)及び同(10)に定める再定期性能調査((3)に定める場合を除く。)

試験確認申請個数に3円を乗じた額と試験実施日数に89,300円を乗じた額(予備審査を受けたものは、89,300円を減じた額)

- (イ) 第5、3(11)ウに定める変更調査

89,300円

- (2) 第5、4(2)に定める委託試験((3)に定める場合を除く。)

委託試験日数に89,300円を乗じた額

- (3) 協会試験方式又は委託試験における性能試験(準備を含む。)において、恒温室、不凍液若しくは特異な物性を有する代替物質又は特別の治具等を使用する場合前(1)ウ(ア)又は(2)に定める手数料の額に実費を加算した額

- (4) 第5、1(5)、2(5)及び3(7)に定めるラベル交付

別表第5に定める額(特殊な様式のラベルの交付に係るものにあつては、実費とし、別に定めた額)

- (5) 第5、1(6)、2(6)及び3(8)に定める表示の登録

5型式以下ごとに27,100円

- (6) 第5、5(3)に定める予備審査

89,300円

- (7) 第5、6に定める通知書の再発行

1部につき970円

## 2 旅費等の額

- (1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費(最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用)

- (2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

- (3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

## 3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

## 第7 金属製容器の試験確認に係る手数料

### 1 手数料

手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査（以下この条において「試験確認等」という。）のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

#### (1) 試験確認等

##### ア 確認工場方式

- (ア) 第5、1（1）に定める確認工場の指定及び同（3）に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第6に定める額（予備審査を受けたものにあつては、44,700円を減じた額）

- (イ) 第5、1（8）に定める臨時調査

89,300円

- (ウ) 第5、1（9）に定める定期調査及び同（10）に定める再定期調査

別表第6に定める額に0.7を乗じた額

- (エ) 第5、1（11）に定める新型式の追加、試験条件等の変更

##### ① 新型式の追加

別表第6中「総生産数」とあるのを「申請個数」と読み替え、新たに追加する型式の申請個数に対応する額に0.6を乗じた額（第5、1（9）に定める定期調査又は同（10）に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあつては、44,600円）

##### ② 試験条件等の変更

89,300円（第5、1（9）に定める定期調査又は同（10）に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあつては、無料）

- (オ) 第5、1（12）ウに定める変更調査

89,300円（第5、1（9）に定める定期調査又は同（10）に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあつては、44,600円）

##### イ 立会試験方式

- (ア) 第5、2（1）に定める立会試験及び同（3）に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第7に定める額（予備審査を受けたものにあつては、44,700円を減じた額）

- (イ) 第5、2(7)に定める定期性能調査及び同(8)に定める再定期性能調査別表第7に定める額に0.7を乗じた額
  - (ウ) 第5、2(9)ウに定める変更調査  
63,100円(第5、2(7)に定める定期性能調査又は同(8)の再定期性能調査に係る申請と同時に申請する場合にあっては、16,500円)
- ウ 協会試験方式
- (ア) 第5、3(1)に定める協会試験及び同(5)に定める試験確認不適合の場合の再申請  
1型式につき116,000円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき63,100円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第8に定める額とを加算した額(予備審査を受けたものにあつては、44,700円を減じた額)
  - (イ) 第5、3(9)に定める定期性能調査及び同(10)に定める再定期性能調査  
1型式につき71,800円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき35,900円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第8に定める額とを加算した額
  - (ウ) 第5、3(11)ウに定める変更調査
    - ① 第5、3(9)に定める定期性能調査又は同(10)に定める再定期性能調査と別に申請する場合  
1型式につき63,100円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき27,100円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第8に定める額とを加算した額
    - ② 第5、3(9)に定める定期性能調査又は同(10)に定める再定期性能調査に係る申請と同時に申請する場合  
1型式につき35,900円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき18,400円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第8に定める額とを加算した額
- (2) 第5、4(2)に定める委託試験  
1型式につき44,600円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき22,300円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第8に定める額とを加算した額
- (3) 第5、1(5)、2(5)及び3(7)に定めるラベル交付  
別表第9に定める額(特殊な様式のラベルの交付に係る手数料の額は、実費とし、別に定める額)
- (4) 第5、1(6)、2(6)及び3(8)に定める表示の登録



5型式ごとに27,100円

(5) 第5、5(3)に定める予備審査

89,300円

(6) 第5、6に定める通知書の再発行

1部につき970円

## 2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費(最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用)

(2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

## 第8 金属製18リットル缶等の試験確認に係る手数料

### 1 手数料

手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査(以下この条において「試験確認等」という。)のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1) 試験確認等

ア 確認工場方式

(ア) 第5、1(1)に定める確認工場の指定及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請

549,000円(予備審査を受けたものにあつては、89,300円を減じた額)

(イ) 第5、1(8)に定める臨時調査に係る申請

89,300円

(ウ) 第5、1(9)に定める定期調査、同(10)に定める再定期調査及び同(12)ウに定める変更調査

339,000円

(エ) 第5、1(11)に定める新型式の追加、試験条件等の変更

① 第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査と別に申請する場合

339,000円

② 第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合

a 新型式の追加 112,000円

b 試験条件等の変更 無料

#### イ 立会試験方式

(ア) 第5、2(1)に定める立会試験及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請並びに同(7)に定める定期性能調査及び同(8)に定める再定期性能調査

試験確認申請個数に0.3円を乗じた額又は359,000円のいずれか大きい額(予備審査を受けたものにあつては、89,300円を減じた額)

(イ) 第5、2(9)ウに定める変更調査

89,300円

#### ウ 協会試験方式

(ア) 第5、3(1)に定める協会試験((3)に定める場合を除く。)及び同(5)に定める試験確認不適合の場合の再申請((3)に定める場合を除く。)並びに同(9)に定める定期性能調査((3)に定める場合を除く。)及び同(10)に定める再定期性能調査((3)に定める場合を除く。)

試験確認申請個数に0.3円を乗じた額と試験実施日数に300,000円を乗じた額とを加算した額(予備審査を受けたものにあつては、89,300円を減じた額)

(イ) 第5、3(11)ウに定める変更調査

89,300円

(2) 第5、4(2)に定める委託試験((3)に定める場合を除く。)

委託試験日数に229,000円を乗じた額

(3) 協会試験方式又は委託試験における性能試験(準備を含む。)において、恒温室、不凍液若しくは特異な物性を有する代替物質又は特別の治具等を使用する場合前(1)ウ又は(2)に定める手数料の額に実費を加算した額

(4) 第5、1(5)、2(5)及び3(7)に定めるラベルの交付実費

- (5) 第5、1(6)、2(6)及び3(8)に定める表示の登録  
5型式以下ごとに27,100円
- (6) 第5、5(2)に定める予備審査  
89,300円
- (7) 第5、6に定める通知書の再発行  
1部につき970円

## 2 旅費等の額

- (1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

### ア 日当

1日につき 2,200円

### イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

### ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

- (2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。
  - (3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。
- 3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。
  - 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

## 第9 プラスチックドラムの試験確認に係る手数料

- 1 手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査（以下、この条に於いて「試験確認等」という。）のため、協会職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

### (1) 試験確認等

#### ア 確認工場方式

- (ア) 第5、1(1)に定める確認工場の指定及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第10に定める額（予備審査を受けたものにあつては、44,600円を減じた額）

- (イ) 第5、1(9)に定める定期調査及び同(10)に定める再定期調査

別表第10に定める額に0.7を乗じた額

(ウ) 第5、1(8)に定める臨時調査

89,300円

(エ) 第5、1(11)に定める新型式の追加、試験条件等の変更

① 新型式の追加

別表第10中「総生産数」とあるのを「申請個数」と読み替え、新たに追加する型式の申請個数に対応する額に0.5を乗じた額(第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあっては、89,300円)

② 試験条件等の変更

133,000円(第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあっては、無料)

(オ) 第5、1(12)ウに定める変更調査

196,000円(第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあっては、89,300円)

イ 立会試験方式

(ア) 第5、2(1)に定める立会試験及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第11に定める額

(イ) 第5、2(7)に定める定期性能調査及び同(8)に定める再定期性能調査  
別表第11に定める額に0.6を乗じた額

(ウ) 第5、2(9)ウに定める変更調査

① 1の型式を申請する場合

68,900円

② 複数の型式を同時に申請する場合

68,900円に2型式目以降の1型式につき34,900円を加算した額(①又は②の場合で、第5、2(7)に定める定期性能調査又は同(8)に定める再定期性能調査に係る申請と同時に申請する場合にあっては、40,700円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき20,300円を加算した額))

ウ 協会試験方式

(ア) 第5、3(1)に定める協会試験及び同(5)に定める試験確認不適合の場合の再申請

1型式につき116,000円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき63,100円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第12に定める額とを加算した額(予備審査を受けたものにあっては、44,600円を減じた額)

(イ) 第5、3(9)に定める定期性能調査及び同(10)に定める再定期性能調査

1型式につき71,800円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき35,900円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第8に定める額とを加算した額

(ウ) 第5、3(11)ウに定める変更調査

1型式につき89,300円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき44,600円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第12に定める額とを加算した額

(2) 第5、4(2)に定める委託試験

1型式につき53,300円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき32,000円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第12に定める額とを加算した額

(3) 第5、1(5)、2(5)及び3(7)に定めるラベルの交付

別表第13に定める額(特殊な様式のラベルの交付に係る手数料の額は、実費とし、別に定める額)

(4) 第5、1(6)、2(6)及び3(8)に定める表示の登録

5型式以下ごとに27,100円

(5) 第5、5(3)に定める予備審査

89,300円

(6) 第5、6に定める通知書の再発行

1部につき970円

## 2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費(最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用)

(2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

#### 第10 プラスチック容器の試験確認に係る手数料

- 1 手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査（以下、この条に於いて「試験確認等」という。）のため、協会職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

##### (1) 試験確認等

###### ア 確認工場方式

- (ア) 第5、1(1)に定める確認工場の指定及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第14に定める額（予備審査を受けたものにあつては、44,600円を減じた額）

- (イ) 第5、1(8)に定める臨時調査

89,300円

- (ウ) 第5、1(9)に定める定期調査及び同(10)に定める再定期調査

別表第14に定める額に0.7を乗じた額

- (エ) 第5、1(11)に定める新型式の追加、試験条件等の変更

###### ① 新型式の追加

別表第14中「総生産数」とあるのを「申請個数」と読み替え、新たに追加する型式の申請個数に対応する額に0.6を乗じた額（第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあつては、44,600円）

###### ② 試験条件等の変更

89,300円（第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあつては、無料）

- (オ) 第5、1(12)ウに定める変更調査

89,300円（第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあつては、44,600円）

###### イ 立会試験方式

- (ア) 第5、2(1)に定める立会試験及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第15に定める額（予備審査を受けたものにあつては、44,600円を減じた額）

- (イ) 第5、2(7)に定める定期性能調査及び同(8)に定める再定期性能調

査

別表第15に定める額に0.6を乗じた額

(ウ) 第5、2(9)ウに定める変更調査

① 1の型式を申請する場合

56,300円

② 複数の型式を同時に申請する場合

56,300円に2型式目以降の1型式につき28,100円を加算した額(①又は②の場合で、第5、2(7)に定める定期性能調査又は同(8)に定める再定期性能調査に係る申請と同時に申請する場合にあっては、28,100円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき14,500円を加算した額))

ウ 協会試験方式

(ア) 第5、3(1)に定める協会試験及び同(5)に定める試験確認不適合の場合の再申請

1型式につき116,000円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき63,100円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第16に定める額とを加算した額(予備審査を受けたものにあつては、44,600円を減じた額)

(イ) 第5、3(9)に定める定期性能調査及び同(10)に定める再定期性能調査

1型式につき71,800円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき35,900円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第16に定める額とを加算した額

(ウ) 第5、3(11)ウに定める変更調査

1型式につき89,300円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき44,600円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第16に定める額とを加算した額

(2) 第5、4(2)に定める委託試験

1型式につき44,600円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき22,300円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第16に定める額とを加算した額

(3) 第5、1(5)、2(5)及び3(7)に定めるラベルの交付

別表第17に定める額(特殊な様式のラベルの交付に係る手数料の額は、実費とし、別に定める額)

(4) 第5、1(6)、2(6)及び3(8)に定める表示の登録

5型式以下ごとに27,100円

(5) 第5、5に定める予備審査

89,300円

(6) 第5、6に定める通知書の再発行

1部につき970円

## 2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

(2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

## 第11 ファイバドラムの試験確認に係る手数料

1 手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査（以下、この条において「試験確認等」という。）のため、協会職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1) 試験確認等

ア 確認工場方式

(ア) 第5、1(1)に定める確認工場の指定及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第18に定める額（予備審査を受けたものにあつては、44,600円を減じた額）

(イ) 第5、1(8)に定める臨時調査

89,300円

(ウ) 第5、1(9)に定める定期調査及び同(10)に定める再定期調査

別表第18に定める額に0.7を乗じた額



(エ) 第5、1(11)に定める新型式の追加、試験条件等の変更

① 新型式の追加

別表第18中「総生産数」とあるのを「申請個数」と読み替え、新たに追加する型式の申請個数に対応する額に0.6を乗じた額(第5、1(9)の定期調査又は同(10)の再定期調査の申請と同時に申請する場合にあっては、44,600円)

② 試験条件等の変更

89,300円(第5、1(9)の定期調査又は同(10)の再定期調査の申請と同時に申請する場合にあっては、無料)

(ウ) 第5、1(12)ウに定める変更調査

89,300円(第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあっては、44,600円)

イ 立会試験方式

(ア) 第5、2(1)に定める立会試験及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第19に定める額(予備審査を受けたものにあつては、44,600円を減じた額)

(イ) 第5、2(7)に定める定期性能調査及び同(8)に定める再定期性能調査

別表第19に定める額に0.7を乗じた額

(ウ) 第5、2(9)ウに定める変更調査

63,100円(第5、2(7)に定める定期性能調査又は同(8)に定める再定期性能調査に係る申請と同時に申請する場合にあっては、16,500円)

ウ 協会試験方式

(ア) 第5、3(1)に定める協会試験及び同(5)に定める試験確認不適合の場合の再申請

1型式につき116,000円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき63,100円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第20に定める額とを加算した額(予備審査を受けたものにあつては、44,600円を減じた額)

(イ) 第5、3(9)に定める定期性能調査及び同(10)に定める再定期性能調査

1型式につき71,800円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき35,900円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第20に定める額とを加算した額

(ウ) 第5、3(11)ウに定める変更調査

① 1の型式を申請する場合

63,100円

② 複数の型式を同時に申請する場合

63,100円に2型式目以降の1型式につき27,100円を加算した額(①又は②の場合で、第5、3(9)に定める定期性能調査又は同(10)に定める再定期性能調査に係る申請と同時に申請する場合にあっては、1型式につき35,900円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき18,400円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第20に定める額とを加算した額

(2) 第5、4(2)に定める委託試験

1型式につき44,600円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき22,300円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第20に定める額とを加算した額

(3) 第5、1(5)、2(5)及び3(7)に定めるラベルの交付

別表第21に定める額(特殊な様式のラベルの交付に係る手数料の額は、実費とし、別に定める額)

(4) 第5、1(6)、2(6)及び3(8)に定める表示の登録

5型式以下ごとに27,100円

(5) 第5、5に定める予備審査

89,300円

(6) 第5、6に定める通知書の再発行

1部につき970円

## 2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費

実費(最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用)

(2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。(3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

第12 樹脂クロス袋、プラスチックフィルム袋、織布袋及び紙袋の試験確認に係る手数料

- 1 手数料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査（以下、この条に於いて「試験確認等」という。）のため、協会職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1) 試験確認等

ア 確認工場方式

- (ア) 第5、1(1)に定める確認工場確認工場の指定及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第22に定める額（予備審査を受けたものにあつては、44,700円を減じた額）

- (イ) 第5、1(8)に定める臨時調査

89,300円

- (ウ) 第5、1(9)に定める定期調査及び同(10)に定める再定期調査

別表第22に定める額に0.7を乗じた額

- (エ) 第5、1(11)に定める新型式の追加、試験条件等の変更

① 新型式の追加

別表第22中「総生産数」とあるのを「申請個数」と読み替え、新たに追加する型式の申請個数に対応する額に0.6を乗じた額（第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあつては、44,600円）

② 試験条件等の変更

89,300円（第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあつては、無料）

- (オ) 第5、1(12)ウに定める変更調査

89,300円（第5、1(9)に定める定期調査又は同(10)に定める再定期調査の申請と同時に申請する場合にあつては、44,600円）

イ 立会試験方式

- (ア) 第5、2(1)に定める立会試験及び同(3)に定める試験確認不適合の場合の再申請

別表第23に定める額（予備審査を受けたものにあつては、44,700円を減じた額）

- (イ) 第5、2(7)に定める定期性能調査及び同(8)に定める再定期性能調

査

別表第23に定める額に0.7を乗じた額

(ウ) 第5、2(9)ウに定める変更調査

63,100円(第5、2(7)に定める定期性能調査又は同(8)に定める再定期性能調査に係る申請と同時に申請する場合にあっては、16,500円)

ウ 協会試験方式

(ア) 第5、3(1)に定める協会試験及び同(5)に定める試験確認不適合の場合の再申請

1型式につき116,000円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき63,100円を加算した額)と袋類の種類に応じて別表第24に定める性能試験手数料の額とを加算した額(予備審査を受けたものにあつては、44,700円を減じた額)

(イ) 第5、3(9)に定める定期性能調査及び同(10)に定める再定期性能調査

1型式につき71,800円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき35,900円を加算した額)と袋類の種類に応じて別表第24に定める性能試験手数料の額とを加算した額

(ウ) 第5、3(11)ウに定める変更調査

① 1型式を申請する場合

63,100円

② 複数の型式を申請する場合

63,100円に2型式目以降の1型式につき27,100円を加算した額(①又は②の場合で、第5、3(9)に定める定期性能調査又は(10)に定める再定期性能調査に係る申請と同時に申請する場合にあっては、1型式につき35,900円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき18,400円を加算した額)と袋類の種類に応じて別表第24に定める性能試験手数料の額とを加算した額)

(2) 第5、4(2)に定める委託試験

1型式につき44,600円(複数の型式を同時に申請する場合にあっては、2型式目以降の1型式につき22,300円を加算した額)と性能試験の種類に応じて別表第24に定める額とを加算した額

(3) 第5、1(5)、2(5)及び3(7)に定めるラベルの交付

別表第25に定める額(特殊な様式のラベルの交付に係る手数料の額は、実費とし、別に定める額)

(4) 第5、1(6)、2(6)及び3(8)に定める表示の登録

- 5 型式以下ごとに 27, 100 円
- (5) 第 5、5 (3) に定める予備審査  
89, 300 円
- (6) 第 5、6 に定める通知書の再発行  
1 部につき 970 円

## 2 旅費等の額

- (1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

### ア 日当

1 日につき 2, 200 円

### イ 宿泊料

甲地方 1 日につき 10, 900 円

乙地方 1 日につき 9, 800 円

### ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

- (2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額は、(1) にかかわらず、理事長が別に定める。

- (3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

- 3 手数料の額の納付手続きについては、理事長が別に定める。

- 4 既に納付された手数料の額は、協会が当該手数料の額の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

## 第 13 試験確認の表示

### 1 表示の種類

試験確認に係る表示は、次のいずれかとしなければならない。

- (1) ラベル（協会が交付するラベルに限る。）
- (2) 印刷（協会に登録したものに限る。）
- (3) 吹き付け（協会に登録したものに限る。）
- (4) 押印（協会に登録したものに限る。）
- (5) 打刻（協会に登録したものに限る。）

### 2 表示事項

前 1 (2) から (5) の方法による表示は、次の事項が記載されたものでなければならない。

- (1) 「試験確認済証」及び「危険物保安技術協会」の文字並びに協会のマーク  
(協会が特に認めた場合を除く。)
- (2) 収納する危険物の状態

液体危険物を収納するものにあつては「L」と、固体危険物を収納するものにあつては「S」と記載すること。

(3) 収納できる危険物の区分等

すべての危険物を収納できるものにあつては「X」と、危険等級Ⅱ又はⅢの危険物を収納できるものにあつては「Y」と、危険等級Ⅲの危険物のみを収納できるものにあつては「Z」と記載すること。ただし、再生容器にあつては、「R」を末尾に付すこと。

(4) 試験比重（小数点第二位以下を切り捨てた値）

(5) 試験内圧

ア 単位は、K P aとし、数値（小数点第三位を切り捨てた値）のみを記載すること。（単位の記載は不要とする。）

イ 内圧試験を実施していない容器にあつては、「N」と記載すること。

(6) 許容質量（内装容器を収納する容器及び固体を収納する容器に限る。）等

ア 単位はNとし、数値のみを記載すること。（単位の記載は不要とする。）

イ 内装容器を収納する容器にあつては、許容質量の後に「C」と記載すること。

(7) 確認工場番号（確認工場に限る。）

協会が指定する番号を記載すること。

(8) 協会が指定する型式番号又は型式記号（確認工場を除く。）

協会が指定する型式番号又は型式記号を記載すること。

3 表示方法

(1) 表示は、容易に消えない方法により行うこと。

(2) 文字の色は、原則として黒色とすること。

4 表示位置

表示の位置は、外装容器の見やすい位置とすること。

5 表示の大きさ

(1) 表示の大きさは、任意とする。

(2) 協会のマークの大きさは、原則として外径20ミリメートル以上とすること。

6 表示例

(1) ラベル以外のもの

表示例は、別記1のとおり。

(2) 協会が交付するラベル

表示例は、別記2のとおり。

第14 表示の管理

1 試験確認を受けた者は、試験確認の表示について、次に掲げるところにより厳正

に管理しなければならない。

- (1) 表示管理責任者の選任
  - (2) 協会から交付を受けたラベル及び表示の原版等の保管管理体制の樹立
  - (3) 登録した表示を付した運搬容器の製造数、製造年月日の把握
  - (4) 協会から交付を受けたラベルの受領年月日、受領枚数、貼付年月日、貼付枚数、残枚数及びラベル番号の把握
- 2 試験確認を受けた者は、前（1）に掲げる事項について、帳簿を整備するとともに、協会が要求した場合（実地調査において協会の職員が要求した場合を含む。）にこれを提示しなければならない。
- 3 試験確認を受けた者は、試験確認の表示を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

また、試験確認の表示を他人に占有されたとき（盗難等を含む。）は、直ちに協会に通知しなければならない。

#### 第 15 試験確認結果の取消し等

- 1 協会は、試験確認を受けた者又はその関係者が次のいずれかに該当するときは、確認工場に指定した旨の通知又は試験確認に適合した旨の通知を取り消し又は撤回することができる。

なお、この場合において、手数料等は、原則として返戻しないものとする。

  - (1) 不正又は不当な手段を用いて試験確認を受けたことが判明したとき
  - (2) 真正かつ公正な試験確認業務の遂行を阻害したとき
  - (3) 協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがあるとき
  - (4) この規程に違背し、違背の内容につき、申請者に悪意又は許容し難い重大な過失があると認められるとき
  - (5) 試験確認を受けた者以外の者に試験確認の表示を占有されたとき
- 2 協会は、次に掲げる事態が発生したときは、確認工場に指定した旨の通知又は試験確認に適合した旨の通知を撤回することができる。
  - (1) 第 5、1（8）に規定する臨時調査又は第 5、1（12）ウに規定する変更調査の結果、確認工場として継続して指定すること又は試験確認された型式の継続が適当でないと認めたとき
  - (2) 確認工場の指定を受けた者が第 5、1（9）に規定する定期調査を受けなかったとき
  - (3) 確認工場の指定を受けた者が第 5、1（12）イに規定にする確認を受けなかったとき
  - (4) 試験確認を受けた者が第 5、2（7）又は 3（9）に規定する定期性能調査を受けなかったとき

- (5) 試験確認を受けた者が第5、2(9)イ又は3(11)イに規定する確認を受けなかったとき
  - (6) 第5、2(9)ウ又は3(11)ウに規定する変更調査の結果、変更後に製造された運搬容器について、既に試験確認されている型式の運搬容器と同等の評価を行うことが相当でないと認めたとき
  - (7) 試験確認を受けた者又はその関係者がこの規程に違背したとき
- 3 協会は、前1、2に規定する取り消し又は撤回を行おうとするときは、原則として、あらかじめ、その旨を試験確認を受けた者に通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 前1又は2に規定する取り消し又は撤回の通知を受けた者は、該当する運搬容器に第13に定める試験確認の表示を付してはならない。  
また、既に付した当該表示を抹消しなければならない。
- 5 前1又は2に規定する取り消し又は撤回の通知を受けた者は、残存する、第13、1(1)に定める表示を速やかに協会に返納しなければならない。  
なお、この場合において、協会は、返納された当該表示に係る代金を原則として返戻するものとする。
- 6 協会は、次に掲げる事態が発生したときは、該当する、第5、1(6)、2(6)又は3(8)の規定に係る表示の登録を抹消することができる。
- (1) 前1又は2に規定する取り消し又は撤回があったとき
  - (2) 協会から確認工場の指定を受けた者又は試験確認に適合した旨の通知を受けた者が廃業した事実が判明したとき
  - (3) 表示の登録を受けた者から当該登録の抹消に係る申請があったとき
- 7 前5に規定する表示の登録に係る抹消の通知を受けた者は、当該登録に係る表示(当該表示の原版等を含む。)を速やかに回収し、適正に処分しなければならない。

## 第16 申請の不受理

協会は、次の1に該当する申請については、これを受理しないことができる。

- 1 申請者が禁治産者、準禁治産者又は破産者で復権を得ない者である場合
- 2 申請者が第15、1に規定する取り消し又は撤回を受け、3年を経過していない場合
- 3 第15、1に規定する取り消し又は撤回を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が申請者又はその役員である場合
- 4 申請者又はその役員が刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- 5 試験確認を行うことが不相当であると認められる場合



## 第17 雑 則

この業務規程を運用するにあたり必要な細部事項は、細則で定める。

### 附 則 （平成4年7月1日危保規程第7号）

- 1 この業務規程は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 「金属製ドラム等の試験確認に係る業務規程（平成2年11月2日危保規程第3号）」及び「金属製容器（金属製ドラムを除く。）の試験確認に係る業務規程（平成元年11月1日危保規程第2号）」は、廃止する。
- 3 この業務規程の施行の際、現に確認工場に指定されているものについては、確認工場の指定期間内に限り、この業務規程に定めるところにより、協会が確認工場に指定したものとみなす。
- 4 この業務規程の施行の際、現に確認工場に指定されているものについては、当分の間、第5、1（6）〔表示の登録申請等〕の規定は適用しない。
- 5 この業務規程の施行の際、現に確認工場に指定されているものについては、当分の間、第13〔試験確認の表示〕中、2（1）及び5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則 （平成10年7月13日危保規程第15号）

- 1 この業務規程は、平成11年10月1日から施行する。

### 附 則 （平成11年10月19日危保規程第15号）

- 1 この業務規程は、平成11年10月19日から施行する。
- 2 金属ドラム等の試験確認に係る手数料等を定める細則（平成4年7月1日）、金属容器の試験確認に係る手数料等を定める細則（平成5年4月1日）、金属製18リットル缶等の試験確認に係る手数料等を定める細則（平成4年7月1日）、プラスチックドラム等の試験確認に係る手数料等を定める細則（平成4年12月1日）、プラスチック容器の試験確認に係る手数料等を定める細則（平成4年12月1日）、ファイバードラムの試験確認に係る手数料等を定める細則（平成5年4月1日）及び樹脂クロス袋、プラスチックフィルム袋、織布袋及び紙袋の試験確認に係る手数料等を定める細則（平成5年4月1日）は、廃止する。

### 附 則 （平成30年4月3日危保規程第4号）

- 1 この業務規程は、平成30年4月3日から施行する。

別表第1 (第5、1(1)及び(9)関係)

提出書類	再生容器以外の運搬容器	再生容器
申請の対象となる運搬容器に関する事項 1 仕様書 2 設計図等	 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	 <input type="radio"/> <input type="radio"/>
企業全体に関する事項 1 企業の事業概要書 2 企業の組織図 (各組織の従業員数を含む。)	 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	 <input type="radio"/> <input type="radio"/>
運搬容器を製造する工場に関する事項 1 製造設備等の配置図 2 工場の組織図及び職種別の従業員数(品質管理責任者の位置づけを明確にする。) 3 工場の1年間の運搬容器の製造数及び最近6月の安全性能基準等に係る社内試験成績 4 運搬容器に係る社内規格一覧表 5 運搬容器の製造(再生)工程の概要 6 運搬容器の構成部材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質確保の方法等の概要 7 運搬容器の製造工程中における品質管理の概要 8 運搬容器の品質管理特性概要 9 運搬容器の製造(加工)設備(主要な付属設備ジグ及び工具を含む。)及びその管理の概要 10 運搬容器に係る性能試験、検査設備(性能試験器具、検査器具及び測定器具を含む。)及びその管理の概要 11 運搬容器に係る苦情処理体制の概要	 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

(注) ○は、添付が必要な書類を示す。

別表第2 (第5, 1(2)関係)

区 分		再生容器以外の運搬容器	再生容器
1	社内標準管理規程	○	○
2	材料等の規格一覧表	○	○
3	製品規格	○	
4	品質管理規程	○	○
5	購買規程	○	○
6	製造技術標準	○	
7	製造作業標準	○	○
8	製造設備管理標準	○	○
9	検査設備・性能試験設備保守管理規程	○	○
10	検査設備・性能試験設備等の公的検査機関の精度証明一覧表	○	○
11	苦情処理規程	○	○
12	社内試験成績表(過去1年間)	○	○

(注) ○は、添付が必要な書類を示す。

別表第3 (第5、2及び5関係)

1	材料等の規格一覧表
2	仕様書、設計図
3	運搬容器の構成部材の購入、受け入れ時の検査の概要
4	製造又は再生工程図
5	製造(加工)設備とその管理の概要
6	製造工程上の検査の体制、設備及び方法の概要並びに過去1年間の検査成績表
7	性能試験設備要目表*
8	性能試験設備保守管理規程*
9	性能試験実施要領*
10	社内性能試験成績表(過去1年間) *
11	苦情処理体制の概要

(注) \*を付したものは、協会試験方式の場合は不要とする。

別表第4 金属製ドラム等の試験確認に係る手数料（確認工場方式）

前年総生産数	確認工場の指定 試験確認不適合の 場合の再申請	定期調査 再定期調査
(単位：万 個)	(単位：円)	(単位：円)
4未満	100,000	59,200
4以上 5 "	149,000	89,300
5 " 10 "	274,000	164,000
10 " 15 "	449,000	269,000
15 " 20 "	549,000	324,000
20 " 25 "	600,000	349,000
25 " 35 "	649,000	374,000
35 " 45 "	749,000	424,000
45 " 60 "	849,000	474,000
60 " 80 "	1,000,000	549,000
80 "	1,200,000	649,000

別表第5 金属製ドラム等のラベルの交付に係る手数料

申請枚数	手数料額
(単位；千枚)	(単位：円)
1未満	38,800
1以上 5 "	66,900
5 " 10 "	78,600
10 " 20 "	122,000
20 " 30 "	147,000
30 " 40 "	170,000
40 " 50 "	199,000
以下5千枚ごとに、19,400円を加算する。	

別表第6 金属製容器等の確認工場の指定及び試験確認不適合の場合の再申請に係る申請手数料

総生産数		手数料額
(単位：万個)		(単位：千円)
	2未満	162
2以上	5 "	209
5 "	10 "	281
10 "	15 "	353
15 "	20 "	414
20 "	30 "	478
30 "	50 "	547
50 "		640

別表第7 金属製容器等の立会試験及び試験確認不適合の場合の再申請に係る申請手数料

1型式に係る申請個数	※ 1型式に係る 手数料額	複数の型式を同時に申請 する場合の1型式増すご とに加算する額
(単位：万個)	(単位：円)	(単位：円)
	1未満	44,600
1以上	3 "	72,800
3 "	5 "	105,000

※ 複数の型式を同時に申請する場合にあっては、申請個数が最大の型式とする。

別表第8 金属製容器等の協会試験及び委託試験に係る性能試験手数料

性能試験の種類		1 型式に係る手数料額 (単位:円)		
		内容器又は内装容器を有しないもの	内容器又は内装容器を有するもの	
			プラスチック内容器付きのもの又は内装容器がプラスチック容器であるもの	左欄に掲げるもの以外のもの
協 会 試 験	液体用容器	155,000	183,000	185,000
	固体用容器	93,200	114,000	116,000
委 託 試 験	落下試験	59,200	66,900	59,200
	気密試験	36,800	36,800	36,800
	内圧試験	32,000	42,700	42,700
	積み重ね試験	48,500	49,500	67,900

(注) 性能試験(準備を含む。)において、特異な物性を有する代替物質又は特別の治具等を使用する場合は、上表に定める手数料のほか、実費を加算する。

別表第9 金属製容器等のラベルの交付に係る手数料

申 請 枚 数		手 数 料 額
(単位；千枚)		(単位：円)
	1未満	38,800
1以上	5 "	66,900
5 "	10 "	78,600
10 "	20 "	122,000
20 "	30 "	147,000
30 "	40 "	170,000
40 "	50 "	199,000
以下5千枚ごとに、19,400円を加算する。		

別表第10 プラスチックドラムの確認工場の指定及び試験確認不適合の場合の再申請に係る手数料の額

総 生 産 数		手 数 料 の 額
(単位：万個)		(単位：円)
	2未満	342,000
2以上	5 "	439,000
5 "	10 "	595,000
10 "	15 "	789,000
15 "	20 "	983,000
20 "	30 "	1,270,000
30 "	40 "	1,660,000
40 "	50 "	2,050,000
以下10万個ごとに388,000円を加算する。		



別表第11 プラスチックドラムの立会試験及び試験確認不適合の場合の再申請に係る手数料の額

1型式に係る申請個数	※ 1型式に係る 手数料の額	複数の型式を同時に申請 する場合の1型式増すご とに加算する額
(単位：万個)	(単位：円)	(単位：円)
1未満	108,000	64,000
1以上      2 "	147,000	102,000
2 "      3 "	186,000	141,000
3 "      4 "	225,000	180,000
4 "      5 "	264,000	219,000

※ 複数の型式を同時に申請する場合にあっては、申請個数が最大の型式とする。

別表第12 プラスチックドラムの協会試験及び委託試験に係る性能試験手数料の額  
(単位：円)

性能試験の種類		最大容積	100リットル 未満のもの	100リットル 以上のもの	備 考
協 会 試 験	液 体 用 容 器		358,000	508,000	試験項目4項目
	固 体 用 容 器		109,000	160,000	落下及び積み重ね 試験の2項目
委 託 試 験	落 下 試 験		66,000	98,000	-18℃の冷却費を 含む。
	気 密 試 験		36,800	36,800	
	内 圧 試 験		32,000	42,700	
	積 み 重 ね 試 験	液 体 用 容 器		226,000	345,000
固 体 用 容 器			48,500	65,000	

(注) 性能試験(準備を含む。)において、特異な物性を有する代替物質又は特別の治具等を使用する場合は、上表に定める手数料の額のほか、実費を加算する。

別表第13 プラスチックドラムのラベルの交付に係る手数料の額

申 請 枚 数	手 数 料 の 額
(単位；千枚)	(単位：円)
1未満	38,800
1以上 5 "	66,900
5 " 10 "	78,600
10 " 20 "	122,000
20 " 30 "	147,000
30 " 40 "	170,000
40 " 50 "	199,000
以下5千枚ごとに、19,400円を加算する。	

別表第14 プラスチック容器の確認工場の指定及び試験確認不適合の場合の再申請に係る手数料の額

総 生 産 数	手 数 料 額
(単位：万 個)	(単位：千円)
2未満	180
2以上 3 "	251
3 " 5 "	339
5 " 7 "	415
7 " 10 "	515
10 " 15 "	667
15 " 20 "	813
20 " 25 "	959
25 " 30 "	1,100
30 " 40 "	1,320
以下10万個ごとに291千円を加算する。	

別表第15 プラスチック容器の立会試験及び試験確認不適合の場合の再申請に係る手数料の額

1型式に係る申請個数	※ 1型式に係る 手数料の額	複数の型式を同時に申請 する場合の1型式増すご とに加算する額
(単位：万个)	(単位： 円)	(単位：円)
1未満	89,300	44,600
1以上	118,000	73,700
2 "	162,000	117,000
3 "	191,000	146,000
4 "	220,000	175,000

※ 複数の型式を同時に申請する場合にあっては、申請個数が最大の型式とする。

別表第16 プラスチック容器の協会試験及び委託試験に係る性能試験手数料の額  
(単位：  
円)

性能試験の種類		1型式に係る手数料の額	備 考
協 会 試 験	液 体 用 容 器	358,000	試験項目4項目
	固 体 用 容 器	109,000	落下、積み重ね試験のみ
委 託 試 験	落 下 試 験	66,000	-18℃の冷却費を含む。
	気 密 試 験	36,800	
	内 圧 試 験	32,000	
	積 み 重 ね 試 験	液体用容器	226,000
固体用容器		48,500	

(注) 性能試験(準備を含む。)において、特異な物性を有する代替物質又は特別の治具等を使用する場合は、上表に定める手数料の額のほか、実費を加算する。

別表第17 プラスチック容器のラベルの交付に係る手数料の額

申請枚数	手数料の額
(単位；千枚)	(単位：円)
1未満	38,800
1以上 5 "	66,900
5 " 10 "	78,600
10 " 20 "	122,000
20 " 30 "	147,000
30 " 40 "	170,000
40 " 50 "	199,000
以下5千枚ごとに、19,400円を加算する。	

別表第18 ファイバドラム容器の確認工場の指定及び試験確認不適合の場合の再申請に係る手数料の額

総生産数	手数料の額
(単位：万個)	(単位：千円)
2未満	162
2以上 5 "	212
5 " 10 "	296
10 " 15 "	389
15 " 20 "	482
20 " 30 "	600
30 " 50 "	745
50 " 70 "	939
70 " 100 "	1,180
100 "	1,420

別表第19 ファイバドラムの立会試験及び試験確認不適合の場合の再申請に係る手数料の額

1型式に係る申請個数	※ 1型式に係る 手数料の額	複数の型式を同時に申請 する場合の1型式増すご とに加算する額
(単位：万个)	(単位： 円)	(単位：円)
1未満	89,300	44,600
1以上 3 "	127,000	72,800
3 " 5 "	172,000	105,000

※ 複数の型式を同時に申請する場合にあっては、申請個数が最大の型式とする。

別表第20 ファイバドラムの協会試験及び委託試験に係る性能試験手数料の額

性能試験の種類		1 型式に係る手数料の額 (単位:円)					
		100リットル以下のもの			100リットルを超えるもの		
		内容器 又は内 装容器 を有し ないも の	内容器又は内装容器 を有するもの		内容器 又は内 装容器 を有し ないも の	内容器又は内装容器 を有するもの	
プラスチ ック内容 器付きの もの又は 内装容器 がプラス チック容 器である もの	左欄に掲 げるもの 以外のも の		プラスチ ック内容 器付きの もの又は 内装容器 がプラス チック容 器である もの	左欄に掲 げるもの 以外のも の			
協 会 試 験	液体用容器		192,000	194,000		234,000	194,000
	固体用容器	101,000	124,000	125,000	119,000	166,000	125,000
委 託 試 験	落下試験	59,200	66,900	59,200	81,500	98,000	81,500
	気密試験	—	37,800	37,800	—	37,800	37,800
	内圧試験	—	51,400	51,400	—	51,400	51,400
	積み重ね試験	57,200	58,200	76,600	74,700	74,700	76,600

(注) 性能試験(準備を含む。)において、特異な物性を有する代替物質又は特別の治具等を使用する場合は、上表に定める手数料の額のほか、実費を加算する。

別表第21 ファイバドラムのラベルの交付に係る手数料の額

申 請 枚 数	手 数 料 の 額
(単位 ; 千枚)	(単位 : 円)
1未満	38,800
1以上 5 "	66,900
5 " 10 "	78,600
10 " 20 "	122,000
20 " 30 "	147,000
30 " 40 "	170,000
40 " 50 "	199,000
以下5千枚ごとに、19,400円を加算する。	

別表第22 樹脂クロス袋、プラスチックフィルム袋、織布袋及び紙袋の確認工場の指定及び試験確認不適合の場合の再申請に係る手数料の額

総 生 産 数	手 数 料 額
(単位 : 万 個)	(単位 : 円)
10未満	162,000
10以上 50 "	207,000
50 " 100 "	262,000
100 " 200 "	322,000
200 " 300 "	384,000
300 " 500 "	456,000
500 "	514,000

別表第 2 3 樹脂クロス袋、プラスチックフィルム袋、織布袋及び紙袋の立会試験及び試験確認不適合の場合の再申請に係る手数料の額

1 型式に係る申請個数	※ 1 型式に係る 手 数 料 の 額	複数の型式を同時に申請 する場合の 1 型式増すご とに加算する額
(単位：万个)	(単位：円)	(単位：円)
1 0 未満	89,300	44,600
1 0 以上 3 0 "	127,000	72,800
3 0 " 5 0 "	172,000	105,000

※ 複数の型式を同時に申請する場合にあっては、申請個数が最大の型式とする。

別表第 2 4 樹脂クロス袋、プラスチックフィルム袋、織布袋及び紙袋の協会試験及び委託試験に係る性能試験手数料の (単位；円)

袋 類 の 種 類	1 型式に係る手数料の額
側面合わせ目を有する一層のもの	6 4, 0 0 0
側面合わせ目のない一層のもの、又は多層のもの	5 5, 3 0 0

別表第 2 5 樹脂クロス袋、プラスチックフィルム袋、織布袋及び紙袋のラベルの交付に係る手数料の額

申 請 枚 数	手 数 料 額
(単位；千枚)	(単位：円)
1 未満	3 8, 8 0 0
1 以上 5 "	6 6, 9 0 0
5 " 1 0 "	7 8, 6 0 0
1 0 " 2 0 "	1 2 2, 0 0 0
2 0 " 3 0 "	1 4 7, 0 0 0
3 0 " 4 0 "	1 7 0, 0 0 0
4 0 " 5 0 "	1 9 9, 0 0 0
以下 5 千枚ごとに、1 9, 4 0 0 円を加算する。	